野外活動センター管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

岩手県教育委員会

教育長 佐 藤 博

岩手県教育委員会規則第6号

野外活動センター管理運営規則の一部を改正する規則

野外活動センター管理運営規則(昭和49年岩手県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

	プルイン アプログログ 17年 17年 18年 18年 18年 18年 18年 18年 18年 18年 18年 18	
	改正前	改正後
1	(趣旨)	(趣旨)
	第1条 この規則は、 <u>岩手県立高田松原野外活動センター</u> (第1条 この規則は、 <u>岩手県立野外活動センター</u> (以下「セ
	以下「センター」という。)の管理運営に関し必要な事項	ンター」という。)の管理運営に関し必要な事項を定める
	を定めるものとする。	ものとする。
	(休所日)	(休所日)
	第2条 [略]	第2条 [略]
	2 [略]	2 [略]
	3 野外活動センター条例(昭和49年岩手県条例第18号。以	3 教育長は、必要があると認めるときは、第1項の休所日
	下「条例」という。)第1条の2に規定する指定管理者(以外の日において臨時に休所し、又は同項の休所日におい
	<u>以下「指定管理者」という。)</u> は、必要があると認めると	て臨時に開所することができる。
	きは <u>、教育長の承認を得て</u> 、第1項の休所日以外の日にお	
	いて臨時に休所し、又は同項の休所日において臨時に開所	
	することができる。	
	(許可の申請)	(許可の申請)
	第4条 条例第1条の4第1項の規定による許可(以下「許	第4条 野外活動センター条例(昭和49年岩手県条例第18号
	可」という。) を受けようとする者は、指定管理者が定め	<u>。以下「</u> 条例 <u>」という。)</u> 第1条の4第1項の規定による
	る申請書を指定管理者に提出しなければならない。	許可(以下「許可」という。)を受けようとする者は、指
		定管理者が定める申請書を指定管理者に提出しなければな
		らない。
	(損傷等の届出)	(損傷等の届出)
	第6条 許可を受けた者は、施設又は設備を汚損し、損傷し	第6条 許可を受けた者は、施設又は設備を汚損し、損傷し
	、又は亡失したときは、速やかに <u>指定管理者</u> に届け出てそ	、又は亡失したときは、速やかに <u>教育長</u> に届け出てその指
	の指示を受けなければならない。	示を受けなければならない。
2	(使用時間)	(使用時間)
	第3条 [略]	第3条 [略]

2 指定管理者が必要と認めるときは、前項の使用時間を臨 2 教育長が必要と認めるときは、前項の使用時間を臨時に 時に変更することがある。

(許可の申請)

第4条 野外活動センター条例(昭和49年岩手県条例第18号 第4条 野外活動センター条例(昭和49年岩手県条例第18 。以下「条例」という。) 第1条の4第1項の規定による 許可(以下「許可」という。)を受けようとする者は、指 <u>定管理者が定める申請書を指定管理者</u>に提出しなければな らない。

変更することがある。

(使用の許可)

号。以下「条例」という。) 第1条の2第1項の規定によ る許可(以下「許可」という。)を受けようとする者は、 別に定める様式による野外活動センター使用許可申請書を <u>教育長</u>に提出しなければならない。

(許可の条件)

- 第5条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。
 - (1) 使用を終わったとき、又は条例<u>第1条の6</u>の規定に 基づき許可を取り消されたときは、<u>指定管理者</u>の指示に 従って、速やかに後片付けその他の整理整とんをするこ と。
 - (2) 中学校生徒以下の者が使用する場合は、成人の<u>引卒</u> 者があること。
 - (3) その他センターの維持管理のためにする<u>指定管理者</u> の指示に従うこと。

- 2 前項の許可を受けた事項を変更しようとする者は、別に 定める様式による野外活動センター使用変更許可申請書を 教育長に提出し、許可を受けなければならない。
- 3 教育長は、前各項の許可をしたときは、別に定める様式 による野外活動センター使用許可書又は別に定める様式に よる野外活動センター使用変更許可書を交付するものとす る。

(許可の条件)

- 第5条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。
 - (1) 使用を終わったとき、又は条例<u>第1条の4</u>の規定に 基づき許可を取り消されたときは、<u>教育長</u>の指示に従っ て、速やかに後片付けその他の整理整とんをすること。
 - (2) 中学校生徒以下の者が使用する場合は、成人の<u>引率</u> 者があること。
 - (3) その他センターの維持管理のためにする<u>教育長</u>の指示に従うこと。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年5月1日から施行する。